

「広告会社のための下請法ガイドブック」  
手形期間（支払いサイト）に関する記載について

一般社団法人 日本広告業協会  
経理委員会  
(旧 取引合理化小委員会)

『広告会社のための下請法ガイドブック』をご活用いただきありがとうございます。

すでにご存知のとおり、公正取引委員会及び中小企業庁は、繊維業は90日、その他の業種は120日のサイトを超える長期の手形等を、下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるとして指導しています。

近年の下請法に関する動向としましては、公正取引委員会及び中小企業庁が令和3年（2021年）3月の通達「下請代金の支払手段について」で、おおむね3年以内（令和6年）を目途として手形等のサイトを60日以内とするよう要請しています。

さらにこれに伴い令和6年（2024年）を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提とした下請法の運用見直しを検討することも、令和4年（2022年）2月の通達で公表されています。

また当協会では、令和3年（2021年）12月に、官邸からの要請で五十嵐博理事長がエネルギー・原材料高騰に対応し、産業界における価格転嫁の状況を聞く「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」に出席、また、経済産業省からの「広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成31年（2019年）3月改訂）などの要請を受け、令和4年（2022年）6月に「パートナーシップ構築宣言」を行っており、手形の支払いサイトを60日以内とするよう努めると宣言しております。

これを受け、本ガイドブックも関連箇所の変更を予定しておりますが、今般ご注文分ならびにすでにご購入済の本冊子については、以下のとおり読み替えていただきますようお願い申し上げます。

『広告会社のための下請法ガイドブック』改訂版（平成28年4月1日発行）

・P30… 第1章 4-7 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

※下線部を追加

現在の運用では、繊維業は90日以内、その他の業種は120日以内とされており、その期間を超える手形の交付は、下請法違反となります。なお令和6年（2024年）を目途として60日を超える手形を違反（指導対象）とする見直しが検討されています。

・ P90… 第4章 9 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

※下線部を追加

A: 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、支払手形の手形期間を繊維製品に係る下請取引においては90日以内、その他の下請取引については120日以内にするように指導してきました。

現在では、上記手形期間以内の手形を交付することが商習慣になっており、公正取引委員会及び中小企業庁は、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、割引困難な手形の交付の禁止に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて上記期間内に改善するよう指導しています。なお令和6年（2024年）を目途として60日を超える手形を違反（指導対象）とする見直しが検討されています。

【参考資料】

- ・ 中小企業庁／公正取引委員会「下請代金の支払い手段について」（令和3年3月）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiharaisyudan/zenbun.pdf>



- ・ 中小企業庁／公正取引委員会「手形等のサイトの短縮について」（令和4年2月）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216kitori/20220216\\_2\\_2.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216kitori/20220216_2_2.pdf)



- ・ 広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（平成31年3月改訂）

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/07\\_advertising.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/07_advertising.pdf)



- ・ パートナシップ構築宣言（令和4年6月）

<https://www.biz-partnership.jp/>



以上